
令和6年度（2024年度）北海道室蘭聾学校

いじめ防止基本方針

令和6年（2024年）4月改定

北海道室蘭聾学校いじめ防止基本方針

1 基本的な方針

(1) 目 的

いじめは、いじめを受けた幼児児童生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものであることに鑑み、いじめの未然防止、早期発見及び早期解消のための対策に関し、基本理念、基本的な方針並びに対策の基本となる事項等を定めることにより、対策を総合的かつ効果的に推進し、もって幼児児童生徒の尊厳を保持するとともに、幼児児童生徒が互いの違いを認め合い、支え合い、健やかに成長できる環境をつくることを目的とします。

学校としての基本方針を示し、いじめの発生時における学校の対応をあらかじめ決めておくことは、幼児児童生徒及びその保護者に対し、幼児児童生徒が学校生活を送る上での安心感を与えるとともに、いじめの加害行為の抑止につながると考えます。そして、本校のいじめ防止基本方針に基づく対応が徹底されることにより、教職員がいじめを抱え込まず、かつ、組織として一貫した対応ができるようにします。本校では、けんかなど交友関係から生じたトラブルやいじめの問題を解決し、人間関係を修復していく力を身に付けさせ、変化の激しい社会において、自立し、粘り強く、たくましく生きていくことができる力を育みたいと考えています。

(2) いじめの定義

「いじめ」とは、一定の人的関係のある幼児児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった幼児児童生徒が心身の苦痛を感じているものとします。

【基本的な対応方針】

ア 多くの幼児児童生徒が被害幼児児童生徒としてだけでなく、加害幼児児童生徒としても巻き込まれることや被害、加害の関係が比較的短期間で入れ替わる事実を踏まえ、対応します。

イ 軽い言葉で相手を傷付けたが、すぐに謝罪し良好な関係を再び築くことができた場合等においては、学校は、「いじめ」という言葉を使わず指導するなど、柔軟な対応による対処も可能であるが、そうした事案であっても「いじめ」に該当する場合があるため、学校いじめ対策組織で情報共有して対応します。

ウ 「けんか」や「ふざけ合い」であっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断します。

エ ささいに見える行為でも表には現れにくい心理的な被害を見逃さない姿勢で対応します。

オ 発達障がいを含む幼児児童生徒等、特に配慮が必要な幼児児童生徒に対して適切に支援を行います。例えば、「発達障がいを含む障がいのある幼児児童生徒」、「海外から帰国した幼児児童生徒や外国人の幼児児童生徒等」、「性同一性障害や性的指向・性自認に係る幼児児童生徒」、「東日本大震災により被災した幼児児童生徒又は原子力発電所事故により避難している幼児児童生徒」等、特に配慮が必要な幼児児童生徒について、当該幼児児童生徒の特性を踏まえた適切な支援を行います。

(3) 基本理念と対応方針

ア 基本的理念

- (ア) 人権を尊重するとともに、一人一人の良さを認め合い、相互に高め合うことができる教育環境の調整に努める。
- (イ) 学級、学部、全校での集団活動を工夫し、幼児児童生徒一人一人が集団の中での役割を担い、相互に協力しあって、自己有能感の寛容に努める。
- (ウ) 幼児児童生徒の豊かな情操と道徳心を培うとともに、障害の認識と自己受容を進め、聴覚に障害のある人としての自信と自尊感情を高め、自他共に尊重する精神を養う。
- (エ) けんかなど交友関係から生じたトラブルやいじめの問題を解決し、人間関係を修復していく力を身に付け、変化の激しい社会において、自立し、粘り強く、たくましく生きていくことができる力を育む。

イ 対応方針

- (ア) 学級、学年、学部、全校、部活動等での望ましい仲間づくりを推進するとともに、異年齢集団における仲間づくりを進め、場に応じた行動や望ましい交友関係を育てる。
- (イ) 日常的な行動観察をきめ細かく行うとともに、連絡帳や懇談日を活用するなど寄宿舎、言泉学園、各家庭との情報共有を密に行い、連携した行動を推進する。
- (ウ) 気掛かりな行動が見られた場合には、速やかに各部、学校全体での情報共有を図り、「防災・安全対策委員会(兼)いじめ防止対策委員会」において対応を協議し、情報の正しい把握と共有に努めるとともに、当事者の立場に立って課題解決に当たる。
- (エ) 必要に応じて、幼児児童生徒の教育相談を行い、幼児児童生徒の不安の解消や課題解決に資する取組を行う。

(4) いじめの禁止

幼児児童生徒は、いかなる理由があってもいじめを行ってはならないこととします。

(5) 学校及び職員の責務

- ア 幼児児童生徒の保護者、地域住民、その他の関係者との連携を図り、学校全体でいじめの未然防止及び早期発見に取り組むこととします。
- イ いじめを受けた幼児児童生徒を徹底して守り通すとともに、早期解消のため適切かつ迅速に対処することとします。
- ウ 教職員の言動が幼児児童生徒に大きな影響を及ぼすことを認識し、幼児児童生徒一人一人についての理解を深め、幼児児童生徒との信頼関係の構築に努めるとともに、学校教育全体を通して適切な指導を行うこととします。

(6) いじめの解消

いじめが「解消している」状態とは、次の2つの要件が満たされている必要があります。ただし、要件が満たされている場合であっても、必要に応じ、被害幼児児童生徒と加害幼児児童生徒の関係修復状況など他の事情も勘案して判断します。また、解消の見極めに当たっては、学校や保護者のほか、学校いじめ対策組織を活用し、必要に応じてスクールカウンセラーなどを含めた集団で判断します。

ア いじめに係る行為が止んでいること

- (ア) 被害児童生徒に対する心理的又は物理的な影響を与える行為が止んでいる状態が相当の期間継続していること。
- (イ) 期間は少なくとも3か月を目安とすること。

(ウ) さらに長期の期間が必要であると判断される場合は、より長期の期間を設定します。

イ 被害幼児児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと

(ア) 被害幼児児童生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないこと。

(イ) 被害幼児児童生徒本人及びその保護者に対し、面談等により確認します。

(ウ) 学校は、被害幼児児童生徒を徹底的に守り通し、その安全・安心を確保する責任を有すると考えています。

2 いじめの防止等のための対策

いじめの防止等について、校内において「いじめ防止対策委員会」を設置し、校内におけるいじめの防止及び早期発見・早期対応に向けた取組、いじめの認知、いじめ事案への対応について取組を行う。また、必要に応じていじめ防止対策拡大委員会をいじめ防止対策委員会構成員の他に、学校運営協議会委員及び、警察、弁護士、スクールカウンセラー等で組織し、いじめ事案について協議する。

(1) いじめ防止対策拡大委員会

ア 構成員

校長を含むいじめ防止対策委員会構成員、学校運営協議会委員、警察関係者、弁護士、スクールカウンセラー、校長が必要と認めた者等

イ 取組について

いじめ防止対策委員会においていじめ防止対策拡大委員会による協議が必要であると校長が判断した協議内容の協議を行う。

(2) いじめ防止対策委員会について

ア 構成員

(校長)、教頭、(事務代表)、生徒指導主事、生活指導部部長、学部主事、幼稚部教務主任、寮務主任、養護教諭、(関係学級担任・寄宿舎室担当)、(関係者)

※ () の者は、必要に応じて参加。

イ 取組について

(ア) いじめの防止に向けた取組

a 道徳教育をととして

特別の教科道徳の指導をととして、適切な人間関係の在り方について理解を深める。

b 自立活動をととして

幼児児童生徒の個々の障害の状況に応じた専門性のある指導をととして、適切な人間関係の在り方について理解を深める。

c 情報モラルに関する教育をととして

ICTの活用を踏まえた情報モラルの在り方の指導をととして、適切な機器の活用について理解を深める。

d 学校生活における事象の指導をととして

幼児児童生徒の個々の発達段階に応じて事例を基にした具体的な指導をととして、適切な人間関係の在り方について

e 職員の研修をととして

職員による研修を実施し、適切ないじめの認知及び対処、解消の在り方について理解を深め、いじめ事案を組織的に解決するための知識及び技術を習得し、指導に生かす。

f 保護者との連携をととして

日々の幼児児童生徒の送迎時や帰省帰舎時における保護者との懇談をとおり、幼児児童生徒の状況や変化を共有すると共にいじめに関する取組についての理解啓発に努める。

(イ) 早期発見・早期対応に向けた取組

a 日常における行動観察及び分析をとおりして

学級担任を中心として幼児児童生徒が所属する学部全体において、幼児児童生徒の状況を把握し、情報を分析及び共有を図る。

b 保護者との日常的な情報交換及び保護者懇談をとおりして

日々の幼児児童生徒の送迎時や帰省帰舎時における保護者との懇談をとおり、学校や家庭等の状況を共有し、幼児児童生徒の状態を把握する。

c 児童生徒対象いじめアンケート調査をとおりして

年に2回、いじめに関するアンケート調査を行い、児童生徒間におけるいじめに関する状況の把握を行う。

d 教育相談を通じた聞き取り調査をとおりして

児童生徒が職属する学部職員が、児童生徒との懇談をとおりして、生活全般の多角的な情報を分析し、本人が自覚できないようないじめに関する事象が起こっていないか調査を行う。

(ウ) いじめの認知について

a いじめ認知が疑われる事案があった場合

いじめとして認知できる可能性がある事象が確認された場合は、確認した教職員が幼児児童生徒が所属する小・中学部主事または幼稚部主任に報告を行うと同時に生徒指導主事に報告を行う。

b 事案の情報収集

関係担任及び当該学部職員により関係幼児児童生徒から状況について聴取を行う。

c 事案の情報集約

事案の情報は、当該学部主事または主任が集約を行い、生徒指導主事と共有し連携を図ると共に集約状況について管理職に報告を行う。

d いじめの認知の判断について

生徒指導主事は、当該学部主事または主任と連携し、管理職に報告すると共にいじめ防止対策委員会を招集し、事案の分析を行うと共にいじめとして認知の是非について協議する。また、校長の判断の下で必要に応じていじめ防止対策拡大委員会を招集し、事案についての協議を行う。

(エ) いじめ認知後の対処について

a 事案の情報分析

生徒指導主事は、情報の集約状況を鑑みながら必要に応じていじめ防止対策委員会を招集し、状況の報告及び対応についての協議を行う。

b 対処方針の決定

生徒指導主事は、いじめ防止対策委員会を招集し、いじめ認知事案の解消に向けて対処方針を協議し、方針の決定を行う。

c 指導方針の決定

いじめ認知事案の解消に向けた方針が決定を受け、当該学部主事または主任は学部会を開催し、関係学級担任及び学部所属職員と協議を行い、個に応じた指導方針を決定し、

生徒指導主事に報告を行う。報告を受けた生徒指導主事は管理職に報告すると共に必要に応じていじめ防止対策委員会を開催し指導の方針について協議を行う。

d 指導の実施と経過

いじめ認知事案に関係する指導を関係学部職員にて実施し、その経過について記録すると共に学部主事または主任が把握し、管理職及び生徒指導主事に報告へ報告する。また、生徒指導主事は、必要に応じていじめ防止対策委員会を開催し、対処方針及び指導方針の見直しについて協議する。

e いじめ事案の解消

生徒指導主事は、指導の経過の報告を受け、必要に応じていじめ事案の解消について判断を行うためのいじめ防止対策委員会を開催する。

(オ) いじめ認知情報についての公表

本校は小規模校であることから、いじめの認知に係る公表については、些細な情報においても個人が特定される場合があるため、十分に個人情報について留意しなければならない。

a 当該保護者との公表の是非及び範囲の決定について

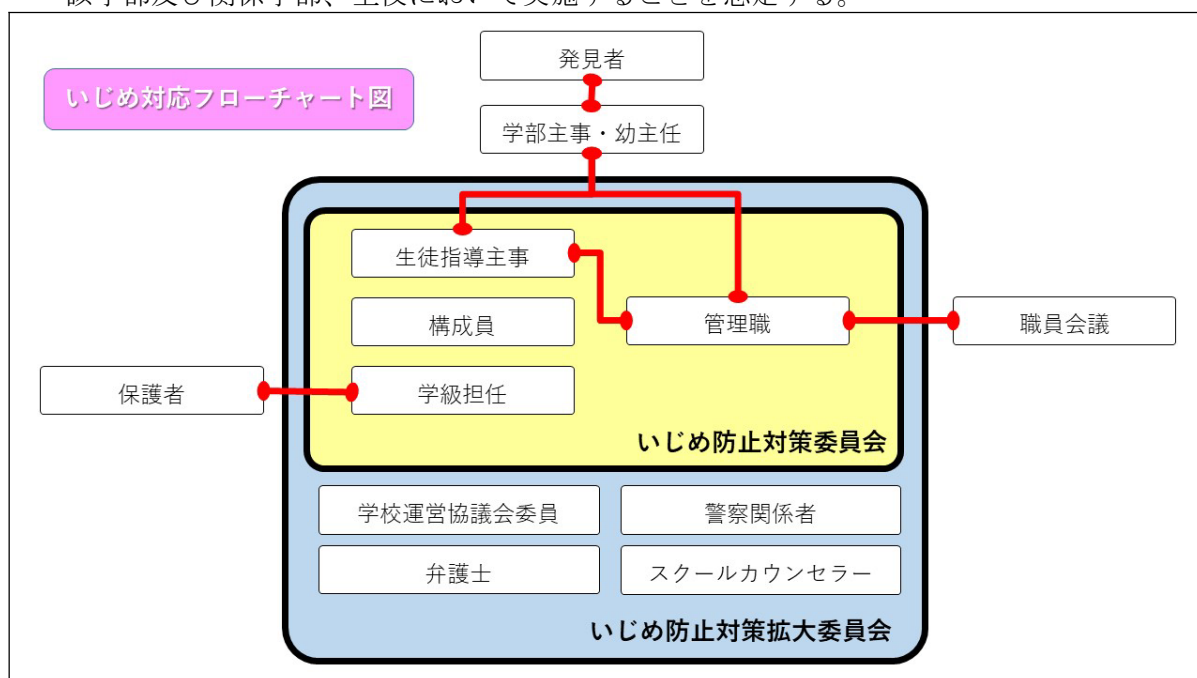
いじめの認知を行った場合、当該保護者に確認を行い、公表の是非及び公表内容、範囲等の確認を行う。

b 情報の公表範囲について

公表を制限する範囲の段階は、当事者内、当該学部内、校内、制限無しとする。また、情報の範囲は、件数、概要、個人名とし、公表の決定は、いじめ防止対策委員会で決定する。なお、本校職員にはできる限り全ての情報を公表し再発の防止に努める。

c 情報の公表方法

学校だより等を通じて件数のみとする。ただし、いじめ事案の状況に応じて、いじめ防止対策委員会が公表可能とした件数のみのとするが、必要に応じて保護者説明会を当該学部及び関係学部、全校において実施することを想定する。



(3) 記録

ア いじめ防止対策委員会及び拡大委員会に係る資料

A-1-2 5年間保存 いじめ防止対策委員会

イ いじめ認知事案に係る資料

A-1-2 5年間保存 いじめに関する児童（生徒）事故報告

3 いじめ防止対策に係る年間の取組について

月	取 組	内 容
4	・ 第 1 回いじめ防止対策委員会 ・ 職員研修会	・ 組織体制及び年間の取組の確認について ・ いじめ防止対策委員会確認事項の周知等
5	・ 第 1 回学校運営協議会	・ いじめに関する取組についての確認
6	・ 第 1 回いじめ調査	・ いじめ調査の実施
7	・ 第 2 回いじめ防止対策委員会 ・ 1 学期末保護者懇談 ・ いじめに関する状況の公表 ・ 夏休みの生活心得の発行	・ いじめ調査の分析等 ・ 保護者連携及び情報収集 ・ 学校だより等による公表 ・ 生活の心得を基にしたSNSに係る指導等
8	・ 職員研修会	・ 本校及びいじめ事例に関する研修
9	・ 児童生徒相談	・ 聞き取り調査の実施
10	・ 第 2 回学校運営協議会	・ 前期のいじめの状況報告等
11	・ 第 2 回いじめ調査 ・ 第 3 回いじめ防止対策委員会	・ いじめ調査の実施 ・ いじめ調査の分析等
12	・ 2 学期末保護者懇談 ・ いじめに関する状況の公表 ・ 冬休みの心得の発行	・ 保護者連携及び情報収集 ・ 学校だより等による公表 ・ 生活の心得を基にしたSNSに係る指導等
1		
2	・ 年度末反省による取組の評価 ・ 第 3 回学校運営協議会	・ 今年度の取組の評価と改善方針 ・ 年間のいじめの状況報告等
3	・ 年度末保護者懇談 ・ 第 4 回いじめ防止対策委員会 ・ いじめに関する状況の公表	・ 保護者連携及び情報収集 ・ 学校だより等による公表
通年	・ 幼児児童生徒の状況 ・ 教育課程上での指導 ・ 発達段階に応じた指導 ・ 学部会 ・ 生活指導部会 ・ 職員研修 ・ 保護者との日常における懇談	・ 日常生活による状況の確認 ・ 自立活動、道徳、特活等 ・ 日常生活における事例等による指導 ・ 幼児児童生徒の状況確認及び情報共有 ・ 幼児児童生徒の状況確認及び情報共有 ・ いじめの防止及び対処、解消に係る研修 ・ 保護者連携及び情報収集